

T-SPEC(高畠町地域クラブ)

クラブ立ち上げ・運営マニュアル

【令和8年度 後期版】

T-S.P.E.C
ティースペック

TAKAHATA
= 高畠町

SUSTAINABLE ACTIVITIES
= 持続可能な(スポーツ文化)活動

PASS TO THE NEXT GENERATION
= 次世代につなぐ

EVERYONE'S
= みんなの

COMMUNITY
= コミュニティ = 居場所

令和8年8月
高畠町教育委員会

目 次

1. T-SPEC（高畠町地域クラブ）について	・・・ 3・4
※資料 「地域クラブ活動に関する認定制度の概要」	
2. クラブの立ち上げについて	・・・ 5
(1) クラブ立ち上げの意思確認	
(2) 必要書類・Gmail 登録について	
(3) クラブ活動申請書の取り下げ	
3. 指導者について	・・・ 6～8
(1) 指導者決定の流れ	
(2) 指導者・指導補助者・見守りスタッフについて	
(3) 指導者研修会と指導者の資格について	
(4) 高畠町地域クラブ指導者の ICT 利活用に関するお願い	
4. クラブの運営について	・・・ 9～12
(1) 毎月の提出書類について（活動計画表・指導者月報）	
(2) 練習試合の調整と遠征時のスクールバスの利用	
(3) 大会への参加について	
(4) 施設の利用について	
5. 安全管理について	・・・ 13・14
(1) 怪我・事故の対応	
(2) 保険の利用	
(3) 熱中症対策	
(4) 雷雨時の対応	
(5) 緊急時の対応	
(6) 個人情報の取扱について	
6. 各会議について	・・・ 15
(1) クラブ代表者会	
(2) 指導者委嘱式	
(3) 指導者ミーティング	
7. 令和8年度のスケジュールについて	・・・ 16
8. 次年度以降の検討事項	・・・ 17・18
資料	
・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要	
・緊急時の対応について	

1. T-SPEC（高畠町地域クラブ）について

高畠町地域クラブは、T-SPECとして令和8年度より本格的な活動を開始します。T-SPECは「高畠中学校の部活動の一環（延長）」と捉え、高畠中学校の生徒を対象とした「高畠町が認定した地域クラブ」です。

T-SPECの特徴

- ・高畠中学校部活動の延長と捉え、学校と連携を密にし、活動していきます。
- ・任意加入制です。
- ・高畠中学校部活動の保護者会が必要に応じて立ち上げ、クラブ運営を行います。
- ・町教育委員会が本部となり、各クラブ・学校・指導者を繋ぎ、全体の運営を行います。
- ・指導者は、保護者会が依頼・推薦し、高畠中学校とT-SPEC本部連名で承認、委嘱します。
- ・国の部活動ガイドラインに準じての活動となり、当面は休日のみの活動となります。
- ・高畠中学校の諸活動が停止の期間(テスト期間や長期休業中の諸活動停止期間、感染症の流行による活動停止期間)は、原則T-SPECの活動は行いません。
- ・土曜日は、高畠中学校の施設を優先的に使用できます。
- ・土曜日は、高畠中のスクールバス該当の生徒は、スクールバスを利用できます。
- ・県内の大会、遠征時などの際は、高畠中スクールバスを部活動顧問を通して申請することで利用できます。(利用料などは発生します。)

T-S.P.E.C(高畠町地域クラブ)

概 要

・R8のT-SPEC本部は
教育委員会で対応

保護者会

T-SPEC本部

- クラブ登録、個人登録
- 保険関係事務（加入・請求等）
- 指導者報酬の対応
- 指導者研修の実施、その他案内
- 活動計画・指導者月報の集約
- 地域クラブ全体規約作成
- 各クラブ代表との連絡

- 指導者の選定・依頼⇒本部・学校へ推薦
・任期は1年（9月～翌年8月）
- 休日の活動計画書（毎月）の作成
顧問と調整 ⇒ 本部・学校と共有
- 顧問と連携しての練習試合調整・大会申込
※当面は学校主体
- 指導者と連携しながら、休日の活動の運営
- クラブ活動費の会計

学校

- 地域クラブ規約の見直し
- 指導者の承認・認定
- 委嘱状の交付（任期1年）
- 活動計画の承認
- 平日
・これまで通りの部活動
・練習試合調整・大会申込(当面)
・休日の活動場所調整
・指導者、クラブ代表者との連携
・活動における生徒トラブル対応

- 顧問と地域クラブ指導者で
〔活動方針〕を作成（9月、4月）
- トラブル対応については学校を中心に、
保護者会、指導者が連携
- クラブ活動場所などはこれまでの学校の
活動時間・場所を踏襲

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、**市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したもののみならず**

※認定の有効期間は、**最長3年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市区町村等において設定**

T-SPEC はここに該当

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事希望する教師等の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

2. T-S.P.E.C の立ち上げについて

(1)立ち上げの意思を確認する

保護者会において生徒の休日の活動を確保するために T-SPEC を立ち上げるかを検討する。

- A 保護者会で T-SPEC を立ち上げて部活動の延長として休日の活動を行う
- B T-SPEC を立ち上げず、個々に既存の外部クラブに加入し休日の活動を行う。
- C 生徒が休日の活動を必要としていないため、T-SPEC を立ち上げない。

※B・C の場合は T-SPEC の立ち上げに関わる手続きはありません。

(2)必要書類等を準備する (①~④の様式はすべて町 HP にあります)

①地域クラブ活動申請書

- T-SPEC を立ち上げるための申請書。クラブで 1 部提出。(立ち上げ時のみ)

②クラブ細則

- 各クラブの規約。各部活動に存在する保護者会規約の T-SPEC 版。大まかな様式は T-SPEC 本部で作成済み。細部を調整し完成させる。(立ち上げ時、細則改定時のみ)

③活動方針計画書

- 保護者会・クラブ指導者・部活動顧問共同で作成。平日の部活動と休日のクラブ活動の指導の方向性などを検討・統一し、指導に一貫性を持たせるためのもの。(4月と9月)

④地域クラブ参加申込書

- 生徒個人がそれぞれクラブ代表に提出する「入部届」的な役割を持つ書類。(入会時)

⑤各クラブGmailアカウントの作成

- T-SPEC 本部で作成した各クラブ代表アカウントを登録。毎年継続して使用し、本部からの連絡などに使用。上記①提出後、登録方法を町本部より代表の方にお知らせします。(次年度からは既存のアドレスを現クラブ代表から新クラブ代表へ引き継いでいきます。)

提出方法

①④=町 HP よりプリントアウト→必要事項の記入(押印必要)→中学校へ提出→中学校より本部へ提出

②③=町 HP よりダウンロード→データにて作成→

クラブ代表アカウント Gmail にてメールにデータ添付して本部へ送信
(もしくはプリントアウトし学校へ提出、学校から本部へ提出)

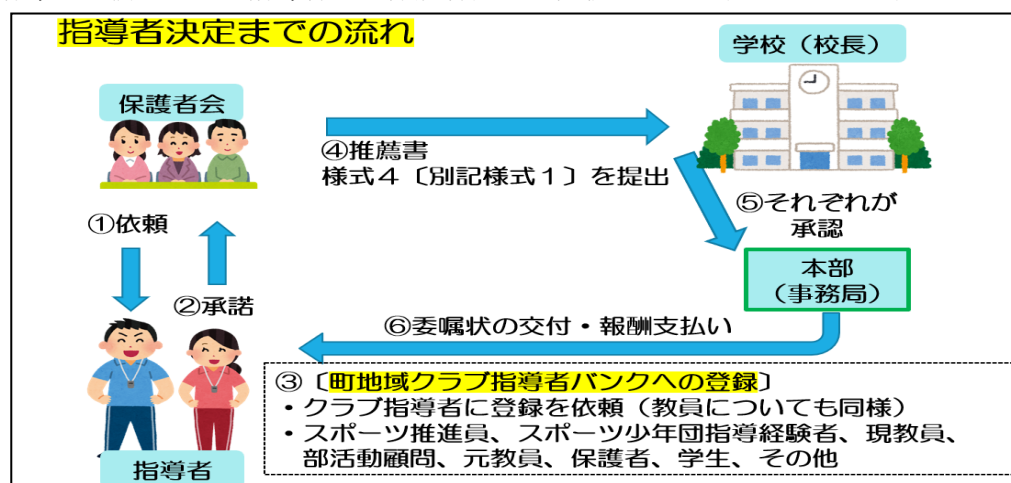
(3) クラブ活動申請書の取り下げ

- ①諸事情でクラブ活動を行わなくなる場合は、保護者会全体の意向を確認の上、クラブ代表の方から本部へご連絡ください。
- ②クラブ加入者がクラブを辞める場合は、学校(顧問)と相談の上、「高島町地域クラブ参加申込取り消し用紙」を顧問へ提出し、顧問(学校)から本部へ提出します。顧問は保護者代表者と指導者へ報告します。

3. 指導者について

(1) 指導者決定の流れ

T-SPEC では、指導者を保護者が推薦し、高島中学校長並びに T-SPEC 本部が承認、委嘱して決定します。そのため、指導をお願いしたい指導者に、保護者会より依頼します。流れは下記の流れの通りです。



- ・町 HP にある指導者バンクは随時登録可能です。保護者会からの依頼が無い方が指導者バンクへ登録された場合は、T-SPEC 本部よりクラブ代表の方にお知らせします。
- ・指導をお願いしたい方が見つからない場合は、学校、T-SPEC 本部にご相談ください。
- ・指導者決定後、指導者委嘱式を行います。（委嘱状は毎年更新します）
- ・指導者の任期は 9 月～翌年 8 月（新チームへの切り替えの時期から）の一年間となります。翌 9 月からの指導を継続していただくかどうかは、保護者会と指導者の方で相談の上、推薦することになります。指導者が不在の期間が生じないように、早目のご検討をお願いいたします。

(2) 指導者・指導補助者・見守りスタッフ(クラブ代表)について （※スポーツ安全保険料は町で負担）

①指導者(報酬対象者)

- ・令和 8 年度 9 月～令和 9 年度 8 月の報酬は、1 人年間 30,000 円(上期 9 月～3 月 15,000 円、下期 4 月～8 月 15,000 円)となります。（国への報告が年度単位のため）
- ・可能な限り、クラブの活動回数の 3 分の 1 以上指導できる方をご推薦ください。
- ・指導者月報による指導実績の報告が報酬を支払うための要件となります。
- ・各クラブ（高島中の部活動単位）で 2 名までの指導者報酬（60,000 円）を町から各指導者へ支払います。

※男子ソフトテニスクラブ＝男子ソフトテニス部＝2 名、

バドミントクラブ＝男子バドミントン部＋女子バドミントン部＝2 名＋2 名＝4 名

- ・指導者報酬対象人数を超えて有償の指導者を依頼する場合は、各部の受益者負担(保護者会費等)で対応願います。

【参考】

★指導者の人数の目安は下記の表の通りです。

クラブ生徒数	指導者報酬対象人数
30 名～	4 名
21 名～30 名	3 名
～20 名	2 名

※9 月の時点での人数

【国ガイドラインによる補助対象の目安】

参加生徒数27人以上で
指導者を3人以上配置

参加生徒数13人～26人で
指導者を2人配置

参加生徒数5人～12人で
指導者を1人配置

②指導補助者

報酬を受け取らず、可能な範囲で指導をしてくださる方(指導ボランティア等)がいらっしゃる場合は「指導補助者」という形で登録いただくことも可能です。町からの報酬は発生しませんが、委嘱状を交付させていただきます。

※①・②の方には町の指導者バンクへの登録を依頼してください。

③見守りスタッフ(指導者・指導補助者が不在の場合は、必ず見守りをお願いします)

クラブの活動の様子は、できるだけ多くの保護者の方に気軽に参観いただきたいと思います。保護者の中から1名「見守りスタッフ」を選出いただき、指導者並びに指導補助者が不在の場合に、活動の見守りをお願いします。指導の必要はありません。

- ・指導者の交通費や昼食に関しては本部で規定を設けておりません。これまでの各クラブの実情に合わせて保護者会でご検討ください。
- ・諸事情で予定より指導に行ける回数が少なくなってしまったため、報酬を辞退される指導者がいる場合は、指導者と保護者会とで相談の上、本部までお知らせください。

(3) 指導者研修会と指導者の資格について

- ・T-SPECの指導者になるために必要な資格は現在指定しておりません。しかしながら、本部として指導者の資質向上が、生徒の安全確保や心身の成長、T-SPECの適切な運営に繋がると考えております。そのため、T-SPEC本部が主催する2回の指導者研修会を受講することが、指導者認定要件の一つとなっており、原則参加となります。9月以降2回実施を予定しており、2回とも受講できない場合は報酬の支払いができないこともあります。趣旨をご理解いただき、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。
- ・JSPO(日本スポーツ協会)公認のスポーツ指導者資格等をお持ちで、継続して講習を受けている指導者の方は、町主催の研修会受講を免除することもあります。

【参考】「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 より

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3.の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(4) 高島町地域クラブ指導者の ICT 利活用に関するお願い

ICT 利活用に関しては以下の内容を指導者・保護者会で共有します。

高島町地域クラブ指導者の ICT 機器利活用に関するお願い

高島町地域クラブ「T-S.P.E.C」本部

近年、教職員がスマートフォンやパソコン等の ICT 機器を個人的に利用する際、又は部活動を含む教育活動で活用する際、不適切な取り扱いによる、非違行為につながる事案が複数発生している現状を鑑み、地域クラブにおいても信頼される活動を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的な考え方についての留意点を提示し、地域クラブ指導者の立場を守るとともに、不祥事の未然防止を図るため、以下の点につきましてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

1 電子メールや SNS 等によるメール機能の活用に関して

- (1) 生徒や保護者との私的なやりとりは行わないようにしてください。生徒指導に関わることや個人的な相談はメール機能以外の手段で行うなど、クラブ代表を含め、必ず組織での対応をお願いします。
- (2) クラブ活動の連絡等で活用する際は、保護者会規則等で定めたルールに従い慎重に行ってください。その際、そのルールについて、地域クラブ指導者間だけではなく保護者や生徒とも共通理解を図るようお願いいたします。(原則、指導者と生徒の直接のやり取りは行わない等)

2 ネットへの書き込み、写真投稿、SNS 等の利用に関して

- (1) SNS 等への書き込み、写真の投稿等は、私用であっても、地域クラブ指導者であるという自覚を持って行うようお願いいたします。また、クラブ活動における指導の目的を持たずに、クラブに関連する文書等を掲載しないようお願いいたします。
- (2) 書き込み等により、地域クラブ指導者の掲載等だと特定されたり、個人の情報が流出したりするおそれがあることから、保護者や生徒、町民から指摘を受ける場合もあるため、ネット上への地域クラブに関する情報の掲載は十分ご注意ください。
- (3) クラブ活動に係わる個人情報やプライバシーが含まれる掲載等は行わないようお願いいたします。生徒の個人情報そのものはもちろん、背景に配慮すべき内容が映り込んでいるかどうかについても注意することが必要です。また、生徒の写真や氏名等及び学校の関係資料（生徒の賞状等を含む）等を個人のブログ等に掲載等しないことも併せてご確認ください。

3 ICT 機器利活用に係る不祥事防止の基本的な考え方

- ・地域クラブの指導者に限らず、利用の際は一人一人の心構えが重要となります。特に不特定多数が閲覧可能な SNS 等を利用する際には、ご自身が地域クラブ指導者であることを意識してご利用ください。
- ・メール等で生徒とつながり、直接の指導や相談を行うことは危険性も伴うことをご理解いただき、指導者の皆様の立場を守るためにもお控えいただくようお願いいたします。
- ・万が一、メール等で生徒側から個別に相談を受けた場合には、保護者やクラブ代表者、部活動顧問と情報を共有するなど、一人で問題を抱え込まず組織で対応するようお願いいたします。

生徒も、保護者も、指導者の皆様も安心安全なクラブ活動ができるよう、

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4. クラブの運営について

(1) 毎月の提出書類について

① 活動計画書(円滑な運営のため)

- ・町 HP から様式をダウンロードしてご使用ください。
- ・クラブ代表者・顧問・指導者で相談し、作成者・活動日を決定してください。
- ・活動日(休日)のみの記載をお願いします。
- ・翌月の活動計画を前月の月末までに作成し、中学校顧問へ提出します。
- ・中学校顧問は活動時間などを確認し速やかに、管理職へ提出してください。押印後に本部へ提出します。
- ・本部は、活動計画表を確認し、土曜日に高畠中施設を利用するクラブへ、施設の開錠パスワードをその週の木曜日までにクラブ代表アカウントへ送信します。
- ・高畠中の部活動停止期間(テスト前等)は原則 T-SPEC の活動も停止願います。

《記載例》

別記様式 3 (規約 第 18 条)				
令和 7 年 11 月 29 日				
地域クラブ活動 本部 様				
高畠町野球地域クラブ保護者会				
会長 ○○ ○○				
地域クラブ活動月別計画書				
下記の通り、地域クラブ活動を計画しましたので届け出ます。《令和 7 年 12 月》				
活動日	時 間	活動場所	指導する指導者名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6 土	9:00~12:00	高畠中学校	○○ ○○・○○ ○○	ピロティ等
7 日				
8				
9				
10				
11				
12				
13 土	13:00~16:00	高畠中学校	○○ ○○	グラウンド
14 日				
15				
16				
17				
18				
19				
20 土	9:00~12:00	赤湯中学校	○○ ○○・○○ ○○	練習試合
21 日				
22				
23				
24				
25				
26				
27 土				
28 日				
29				
30				
31				
上記の「地域クラブ活動月別計画書」を確認しました。				
高畠町立高畠中学校 半田 俊一				

② 指導者月報(国への報告・報酬支払いのため)

- ・町 HP から様式をダウンロードしてご使用ください。
- ・クラブ代表者・指導者で相談し、作成してください。
- ・前月の指導月報を翌月の 4 日までに、中学校顧問(紙で)、もしくは本部(メールで)へ提出します。
- ・国スポーツ庁へ指導実績を報告するための重要な書類となります。
- ・当日参加された指導補助者・見守りスタッフの記載をお願いします。
- ・指導内容は種目毎にメニューを記載しています。行った内容を○で囲むか、しなかった内容を削除、または二重線で消してください。国への報告で詳細なメニューが求められますのでご注意願います。
- ・大会の場合は結果を記入してください。

《記載例》

指 導 月 報 (ひな型案)									
自治体・団体名		山形県高畠町				種目		ソフトボール	
指導者名						管理者名		教育総務課長 市川直樹	
記入日		2026/9/1~							
日付	曜日	開始	終了	休憩 時間	従事 時間	指導内容	指導場所	担当指導者	
9/6	土	9:00	12:00		3:00	ジョギング W-up キャッチボール ティー・フリー バッティング シート・シミュレーションノック 走塁練習 補強運動 C-down その他 []	高畠中学校 グラウンド		
9/13	土	9:00	12:00		3:00	ジョギング W-up キャッチボール ティー・フリー バッティング シート・シミュレーションノック 走塁練習 補強運動 C-down その他 []	高畠中学校 グラウンド		
9/20	土	9:00	12:00		3:00	ジョギング W-up キャッチボール ティー・フリー バッティング シート・シミュレーションノック 走塁練習 補強運動 C-down その他 []	高畠中学校 グラウンド		
9/27	土	8:30	15:30	1:00	6:00	中体連新人戦; _____ 位, 参加数 _____ チーム W-up 開会式 試合 閉会式 ミーティング 結果 []	向山公園ソフト ボール場		

(2) 練習試合の調整と遠征時のスクールバスの利用

①練習試合の調整

- ・練習試合は、指導者と相談しながら、当面、部活動顧問が主となって、学校間で調整して決定します。
- ・他の自治体では学校部活動で活動しているケースもあるため、まずは部活動顧問が責任を持って指導者や保護者と相談して練習試合の調整を行います。可能であれば指導者の方が他クラブと連絡を取って調整していただいても構いません。

②スクールバスの利用について(県内に限る)

- ・休日に練習試合や遠征、大会に参加するため、高畠中以外への移動手段としてスクールバスを利用したい場合は、部活動顧問が申請書を作成し、教頭へ提出します。
- ・スクールバスには必ず指導者かクラブ代表者が同乗してください。生徒だけでの乗車は安全確保のため認められません。
- ・スクールバス利用時は、運転手の人件費やガソリン代、高速代などの使用料が発生します。各クラブからバス会社への支払いになりますので、金額や支払い方法は部活動顧問と確認してください。

★県外への遠征や大会に参加する場合は別途手続きが必要です。早めに部活動顧問へご相談ください。

(3)大会への参加について

①中体連(中文連)主催の大会やコンクールについて(これまで同様)

- ・高畠中学校の部活動として参加します。そのため顧問が引率します。
- ・参加申込は学校が行います。
- ・中体連主催大会(地区総体、地区新人戦、県中総体等)でのスクールバスの手配は学校が一括して行います。
- ・大会参加費等の必要経費は、原則、学校を通して支払います。

②上記①以外の大会やコンクールについて

- ・原則、T-SPEC としての参加となります。クラブ指導者かクラブ代表者が引率します。
- ・スクールバスは上記(2)の②の通り、顧問が申請します。使用料も発生します。
- ・大会参加費等の必要経費は、部活動強化費等の学校から各部に割り当てられた予算か、保護者会費を利用することになります。クラブによってはその都度集金しているクラブもあります。
- ・参加申込は顧問・クラブ代表・指導者で相談して各クラブで行います。

③メンバー選考について

T-SPEC は学校部活動の一環ですので、メンバー選考の際は、顧問と指導者で入念な打ち合わせの上決定します。選考の方針をあらかじめ顧問・指導者・保護者・生徒で共有するなどの対応も必要です。また、選考の理由について生徒に対して丁寧な説明やフォローが必要な場合もあります。そのためにも**顧問と指導者の日頃からのコミュニケーションを大切に**して下さい。

(4)施設利用について

①土曜日の高畠中施設の利用

- ・土曜日の高畠中施設はT-SPECのクラブが優先的に使用できます。
- ・活動場所の割り当てはT-SPEC本部と学校で決定します。
- ・割り当て通り使用する場合は使用申請の必要はありません。
- ・使用場所や時間の調整は顧問同士で行います。調整が必要な場合は各顧問へご相談ください。
- ・前月に提出いただく「活動計画表」を基に、土曜日に活動するクラブへは開錠パスワードをクラブ代表のアドレスへメールで送信します。当日の活動監督者（指導者・保護者）と共有してご利用ください。
- ・熱中症対策のため活動時間が7:00~9:00になる時期は、割り当て表ではなく、該当クラブの顧問間での調整によって活動計画を立てることになります。

令和8年度 T-S.P.E.C 高畠中体育施設 《割り当て表（4月～11月冬バス運行まで）》					
A 週					
	大体育館	小体育館	2階多目的		
午前	バドミントン	男子バスケットボール	卓球		
午後	バレーボール	女子バスケットボール	吹奏楽(図書室可)		
B 週					
	大体育館	小体育館	2階多目的		
午前	バレーボール	女子バスケットボール	吹奏楽(図書室可)		
午後	バドミントン	男子バスケットボール	卓球		
※野球場(野球)、ソフトボール場(ソフトボール)、テニスコート(男女ソフトテニス) サッカー場(サッカー)、剣道場(剣道)は、土曜日は原則 T-SPEC が優先的に使用できます。					
《土曜日》					
月 日	A/B	備 考	月 日	A/B	備 考
4月4日(土)	A	春季休業中 活動可	8月1日(土)	B	
11日(土)	B		8日(土)	A	
18日(土)	A		15日(土)	/	諸活動なし
25日(土)	B		22日(土)	B	
5月2日(土)	A		29日(土)	A	
9日(土)	B		9月5日(土)	B	
16日(土)	A		12日(土)	A	
23日(土)	B		19日(土)	B	町民音楽祭・置賜新人陸上

②土曜日の高畠中以外の施設利用と、土曜日以外の休日の施設利用

該当施設

A 群 高畠中大体育館・小体育館・サッカー場・陸上トラック
町営体育館・町営第二体育館(グラウンド)
町武道館・各小学校(体育館・グラウンド)

B 群 ※高畠町野球場・※高畠町陸上競技場・※多目的グラウンド
生涯学習館体育館

- ・A群は「高畠町公式 LINE 施設予約」より申請します。
- ・B群は直接施設窓口での申請が必要となります。※印の窓口は町営体育館です。

※T-SPECの各クラブへは「高畠町社会教育関係団体カード」を発行しますので、町内の施設は減免率100%（無料）での利用が可能です。すでにお渡ししているカードを継続してご使用ください。

○土曜日以外の町内の施設利用に関しての問い合わせは、高畠町社会教育課スポーツ振興係(0238-52-2719)へお願いします。

また、土曜日以外の休日の施設はT-SPEC以外の団体も利用します。曜日や時間ごと既に使用団体が入っているため、クラブとして初めて申請をする際は高畠町スポーツ協会(町営体育館 0238-52-4490)へ一度ご相談の上、申請してください。

中学校施設施錠システムの 操作方法

※都合により非表示

TSPEC本部

5. 安全管理について

(1) 怪我・事故の対応

- ・活動中、生徒に怪我や事故が起きた場合は、活動の監督者(指導者・保護者会)から該当生徒の保護者へ連絡し、対応いただくことになります。各保護者への連絡先は事前に確認していただくようお願いいたします。
- ・各事案に対しての対応は、指導者、代表者に配布した山形県教育委員会の「運動部活動外部指導者の手引き【必携】11 ページから 21 ページを参照ください。(※現代表の方に配布済みです)
- ・休日のクラブ活動で怪我をした場合は、生徒本人か保護者が月曜日(次の登校日)に高畠中学校 養護教諭へ報告してください。学校生活における配慮事項などを確認します。

(2) 保険の利用

- ・T-SPEC 加入の生徒・指導者・保護者代表はスポーツ安全保険へ加入します。保険料は町で支出し、加入手続きも T-SPEC 本部で行います。
- ・スポーツ安全保険の適用となった場合は、本部からスポーツ安全保険事務局へ連絡し、該当生徒の家庭へ必要書類の送付依頼を行います。書類が届きましたら、各家庭にて書類の作成など手続きを進めていただくことになります。
- ・スポーツ安全保険に関わる詳細は右の QR コードよりご確認ください。

【スポーツ安全保険資料】⇒



(3) 熱中症対策について

- ・近年の猛暑・酷暑に関わって、活動時の熱中症対策が重要となっております。高畠中学校部活動の一環として活動する T-SPEC では下記の「高畠中の熱中症ガイドライン」に則り対応しますのでご確認ください。

活動前 ・活動開始前に健康観察を徹底する。

- ・熱中症測定器をセットする。

活動中 ・30 分に 1 回程度、水分補給・休憩時間を確保する。

- ・空白の時間（大人がその場を離れる）を可能な限りなくす。
- ・WBGT が 28℃（厳重警戒）を超えた時は、メニュー内容を変更するなど、適宜状況を判断して活動を行う。※決して無理をさせないこと。
- ・WBGT が 31℃（危険）を超えた時は、即時活動を中止する。

■体調を確認し、具合が悪い生徒がいれば保護者にすぐに連絡を入れ、迎えを依頼する。

活動後 ・下校前の健康観察を徹底する。具合の悪い生徒がいる場合は、保護者へ連絡を入れ、迎えを依頼する。

⇒一度熱中症等の疑いで体調不良となった生徒は、本人が「大丈夫です」と言っても、「活動に戻さない」・「一人で帰さない」・「保護者へ引き渡し」を徹底してください。

(4)雷雨時の対応について

- ・生徒が集合場所へ移動する時間帯に雷が発生している、もしくは発生する可能性がある場合は、自転車や徒歩での移動は避けるよう、指導者・保護者で連絡を取るなどして対応をお願いします。また、生徒へもあらかじめご指導ください。
- ・屋外で活動中に、雷の接近(音が聞こえる、稲光が見える)がわかった場合は、すぐに活動を中止し安全な場所(ピロティ、玄関の軒下、校舎内など)へ避難してください。
- ・活動終了後(下校時)に雷の危険性がある場合、自転車や徒歩の生徒は雷がおさまるまで安全な場所で待機するか、保護者の車で帰宅をするなどの対応をお願いします。

(5)緊急時の対応について

①自己・怪我の状況確認

②救急処置

・命にかかわるような状況の場合は、迷わず 119 番を！！

③救急車到着までの A E D 処置・心臓マッサージ

※AED 設置場所 屋内 体育館前廊下(ピロティ入口下駄箱内)
屋外 防災センター軒下の柱

④家庭(保護者)に連絡 ⇒ 連絡とれた … 保護者が同乗し搬送(搬送時に間に合えば)
連絡不通 … 代表者、指導者等、保護者会で同乗し搬送

※生徒に骨折などの大けが、緊急入院や、救急搬送等があった場合は、
学校携帯への連絡をお願いします。

学校携帯 (都合により非表示)

(6)生徒の個人情報の取扱について

保護者代表や指導者の方には、指導の際に必要な生徒の情報(健康上留意すべき点、持病、学校生活やクラブ活動の際に配慮すべき点)を、必要に応じて把握していただく場合があります。教育活動においては「守秘義務」が非常に重要ですので、個人情報の取り扱いについては十分にお気をつけください。

6. 各会議について

(1) クラブ代表者会（年2回予定）

①第1回 8月ころ実施

- ・対象者：現保護者会代表と役員、次期保護者会役員、顧問
- ・8月までのクラブ運営の振り返りと、9月からのクラブ運営の確認、引継ぎ等

②第2回 2月ころ実施

- ・対象者 現保護者代表と役員（可能であれば次期保護者役員）、顧問
- ・今年度の活動の振り返りと次年度へ向けた課題の検討
- ・各クラブの情報共有と課題解決に向けた好事例の把握など

(2) 指導者委嘱式（随時）

- ・対象者：クラブ指導者(新規)・保護者会代表・顧問
- ・T-SPEC 本部・高畠中学校校長より委嘱
- ・クラブ指導に関わる確認事項の説明、並びに保護者代表、顧問との打ち合わせ等

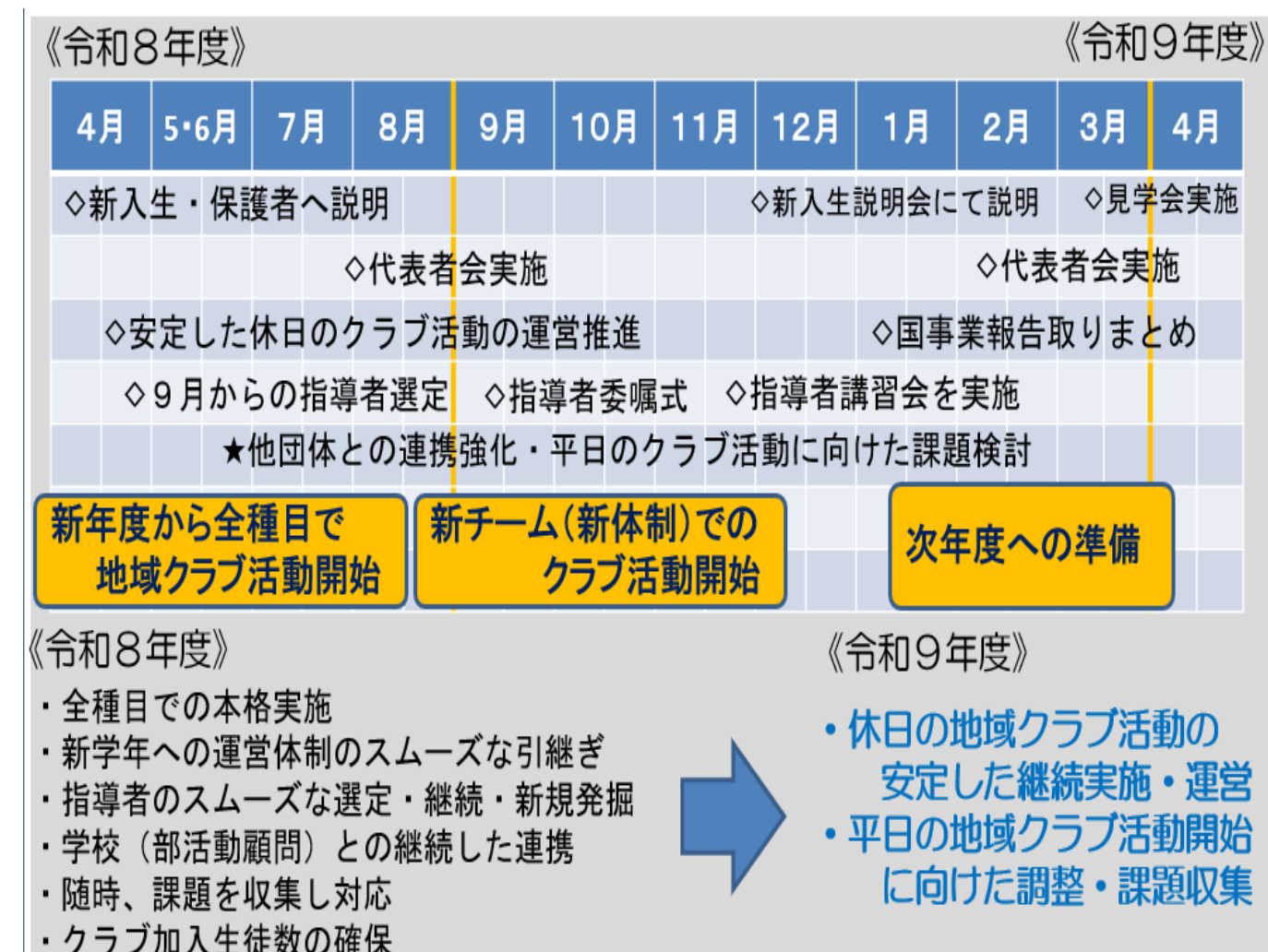
※今年度は第一回の指導者研修会の日に委嘱式を行う予定です。

(3) 指導者ミーティング

- ・対象者：クラブ指導者
- ・各クラブの指導の現状、情報や課題、好事例の共有
- ・指導における確認事項の共有

※指導者の方の負担軽減のため、指導者研修会と合わせての開催も検討しています。

7. 令和8年度スケジュール



【令和8年度 上期の予定】

		生徒	保護者 代表	指導者	学校	本部
4月	各クラブ 新顧問との顔合わせ・打合せ		○	○	○	
	部活動説明会(1年生に説明)	○			○	○
	1年生部活動仮入部・T-SPEC 見学	○	○	○	○	
5月	PTA 総会でのT-SPEC 説明				○	○
	1年生 部活動本入部・T-SPEC 加入	○			○	
6月	地区総体					
	各クラブ引継ぎ準備開始					
7月	県大会					
8月	東北・全国大会					
	代表者会(引継ぎ・委嘱式)		○	○	○	○
9月	全種目新体制スタート					

中学校部活動を取り巻く環境は厳しさを増し、存続が難しいとまで言われています。

T-S.P.E.Cでは、子どもたちが安心して続けられる、
持続可能なスポーツ文化活動（SUSTAINABLE ACTIVITIES）を
次の世代に繋いでいくこと（PASS TO THE NEXT GENERATION）が重要だと考えます。

また、子ども、保護者、指導者、地域の人々が主体的に関わり言葉を交わすことで、
対象となる世代や、時代に合った柔軟な活動を目指します。関わる全ての人々が主役になれる、
みんなの居場所（EVERYONE'S COMMUNITY）になってほしい。

T-S.P.E.C という名前には、そんな思いが込められています。